

船橋市介護保険利用者負担軽減手当支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者施策によりホームヘルプサービス事業を利用していた低所得の障害者であって、介護保険制度の適用を受けることになった者について、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護、同条第16項に規定する夜間対応型訪問介護又は船橋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱第2条第1号アに規定する介護予防訪問型サービス（以下「訪問介護等」という。）を利用する際の利用者負担額の急増を緩和することにより継続的な利用促進を図るための措置について、必要な事項を定めるものとする。

(支給の対象者)

第2条 この要綱により軽減手当の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者、法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者又は介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する第一号被保険者（以下「要介護被保険者等」という。）のうち、65歳到達以前の概ね一年間に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）によるホームヘルプサービス（居宅介護のうち身体介護及び家事援助をいう。以下同じ。）の利用において生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者及び境界層該当として定率負担が0円となっていた者。
- (2) 法第7条第3項第2号に規定する特定疾病によって生じた身体上又は精神上的の障害が原因で要介護被保険者等となった40歳から64歳までの者及びこれらに準ずるものと認められる者のうち、総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において生活保護法による被保護者及び境界層該当として定率負担が0円となっていた者。

(支給対象者の認定)

第3条 要介護被保険者等は、前条に規定する支給対象者として市長の認定を受けようとするときは、船橋市訪問介護利用者負担額減額認定申請書（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、その旨を訪問介護利用者負担額減額認定（不認定）決定通知書（第2号様式）に

より、当該申請をした者に通知する。この場合、当該支給対象者に該当すると認定したときは、併せて訪問介護利用者負担額減額認定証（第3号様式。以下「認定証」という。）を有効期間を定めて当該申請をした者に交付する。

3 支給対象者としての認定を受けた要介護被保険者等が、次のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、認定証を市長に返還しなければならない。

(1) 前条に該当しなくなったとき。

(2) 認定証の有効期限に至ったとき。

（認定証の提示）

第4条 前条第2項の認定を受けた要介護被保険者等は、訪問介護等を受けようとするときは、訪問介護に係る法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、夜間対応型訪問介護に係る法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、船橋市基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録に関する規則（平成11年船橋市規則第60号）第2条第1項に規定する基準該当居宅サービス事業者等又は介護予防訪問型サービスに係る法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「訪問介護サービス事業者」という。）に提示する被保険者証に認定証を添えなければならない。

（支給対象サービス等）

第5条 この要綱により軽減手当を受けるときは、訪問介護等について法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費若しくは法第42条第1項に規定する特例居宅介護サービス費、法第53条第1項に規定する介護予防サービス費若しくは法第54条第1項に規定する特例介護予防サービス費、法第42条の2第1項に規定する地域密着型サービス費若しくは法第42条の3第1項に規定する特例地域密着型介護サービス費又は法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費（以下「居宅介護サービス費等」という。）の支給を受けたときとする。

2 前項の規定による居宅介護サービス費等の支給を受けたときの利用者負担割合は0%（全額免除）とする。

3 前2項の規定にかかわらず、法第50条又は第60条の規定による市長が定めた割合が100分の90を超える場合（当該100分の90を超える部分の給付に限る。）、介護給付及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成12年厚生省令第20号）第1条第2項に規定する公費負担医療等による給付を受けた場合その他国又は地

方公共団体の負担において介護給付等に相当するものが行われたときはその限度において、この要綱による軽減手当の支給は行わない。

(軽減手当の支給の特例)

第6条 支給対象者として市長の認定を受けた者のうち、被保険者証に法第66条第1項若しくは第2項に規定する支払方法変更の記載又は法第68条第1項に規定する保険給付の一時差止の記載を受けた者が、訪問介護等（介護予防訪問型サービスを除く。以下この条において同じ。）を受けようとするときは、前2条の規定にかかわらず、被保険者証を提示のうえ、当該訪問介護等に要した費用の全額を訪問介護サービス事業者に支払うものとする。

2 前項の規定により訪問介護等に要した費用の全額を訪問介護サービス事業者に支払った者が、軽減手当の支給を受けようとするときは、船橋市訪問介護利用者負担額軽減手当支給申請書（第4号様式）に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第21条（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第43条の規定により準用する場合を含む。）又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第18条の規定により準用する指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の20の規定により訪問介護サービス事業者が交付するサービス提供証明書及び領収書を添えて市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請をした者が、法第67条第1項若しくは第2項又は法第68条第4項の規定による一時差止めを受けていない場合に限り軽減手当を支給するものとし、当該軽減手当の支給の決定について、訪問介護利用者負担額軽減手当支給（不支給）決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(生活保護の被保護者に関する準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、介護保険の被保険者ではない40歳以上65歳未満の生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であって、法第7条第1項に規定する要介護状態又は同条第2項に規定する要支援状態の者について準用する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。ただし、第2号様式及び第5号様式に係る改正の規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

第1号様式

船橋市訪問介護利用者負担額認定申請書

船橋市長 あて

年 月 日

(申請者)

(〒 -)

住 所 _____

氏 名 _____

被保険者との関係 (_____)

電話番号 (_____)

次のとおり、訪問介護利用に係る船橋市訪問介護利用者負担額減額認定を申請します。

被保険者番号										
フリガナ									生年月日	
被保険者氏名									年 月 日生	
住 所	(〒 -)								電 話 ()	
申請理由	1. 所得税世帯非課税 2. その他 身体障害者手帳 (級 NO. 有 ・ 無)									
属する世帯の 生計中心者	1月1日 現在の 住 所	(〒 -)								電 話 ()
	氏 名									
	生年月日									年 月 日生

委 任 状

年 月 日

船橋市長 あて

委 任 者 (被保険者)

氏 名

住 所

私は、船橋市訪問介護利用者負担額減額認定申請について下記の者にその権限を委任いたします。

受 任 者 (代理人)

氏 名

住 所

様

船 橋 市 長

訪問介護利用者負担額減額認定（可否）決定通知書

先に申請のありました訪問介護利用者負担額減額については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名	
被保険者番号	

決定年月日	
決定事項	
<input type="checkbox"/> 承認する	適用年月日 有効期限 公費負担者番号 公費受給者番号 (承認内容) 給付率 / 100
<input type="checkbox"/> 承認しない	理由

○不服の申立て

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に千葉県介護保険審査会に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- ②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第3号様式

訪問介護等利用者負担額減額認定証

交付年月日

負担者番号

受給者番号

受給者
住所
フリガナ
氏名
生年月日

介護保険被保険者番号

適用年月日

から

有効期限

まで

減額内容
(給付率)

/100

保険者番号
並びに保険
者の名称及
び印

1	2	2	0	4	4
---	---	---	---	---	---

船橋市

千葉県船橋市湊町2-10-25

047-436-2304

第4号様式

船橋市訪問介護利用者負担額軽減手当支給申請書

(年 月分)

年 月 日

船橋市長 あて

(申請者)

(〒 -)

住所 _____

氏名 _____

被保険者との関係 (_____)

電話番号 (_____)

次のとおり、関係書類（領収書）を添えて船橋市訪問介護利用者負担軽減手当の支給を申請します。

被保険者番号																	
フリガナ												生年月日					
被保険者氏名												年 月 日生					
住 所	(〒 -)																
	電話 ()																
利用者負担額											円	支給額					円

○上記に係る支給金額を下記指定口座へ振り込んで下さい。

(被保険者本人名義でない場合は、裏面の委任状が必要になります。)

口座振込 依頼欄	金 融 機 関						支 店 名								
	銀行 信用金庫 信用組合 農 協						本店 支店 出張所								
	預 金 種 別						口 座 番 号								
	1. 普通 2. 当座 3. その他 ()														
	フリガナ														
口座名義人															

委 任 状

年 月 日

船橋市長 あて

委 任 者 (被保険者)

氏 名

住 所

私は、船橋市訪問介護利用者負担額軽減手当支給申請について下記の者にその権限を委任いたします。

受 任 者 (代理人)

氏 名

住 所

船介第 号
年 月 日

船 橋 市 長

訪問介護利用者負担額軽減手当支給（不支給）決定通知書

先に申請のありました給付費については下記のとおり決定しましたので通知いたします。

被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
本人支払額	円		
給付の種類	訪問介護利用者負担額軽減手当		
審査結果		支払金額	円
不支給の理由			

利用月	年月
-----	----

支払方法		支払い予定日	年 月 日
口座払			
振 込 先	金融機関		
	口座種類		
	口座番号		
	口座名義人		

○不服の申立

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に千葉県介護保険審査会に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- ②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があったとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。